

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人ウィルフォート国際特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒103-0016 日本国東京都中央区日本橋小網町19-7 日本橋 TCビル 1階		発送日 (日.月.年) 25.07.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 P2016-0140W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/015954	国際出願日 (日.月.年) 20.04.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61M25/09(2006.01)i, A61B17/22(2006.01)i, A61F2/01(2006.01)i, A61M25/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 朝日インテック株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

見解書を作成した日 12.07.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 安田 昌司 電話番号 03-3581-1101 内線 3346	3E	4486

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	_____	有
	請求項	1 - 3	無
進歩性 (I S)	請求項	_____	有
	請求項	1 - 3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1 - 3	有
	請求項	_____	無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 8-503154 A (シメッド ライフ システムズ インコーポレイテッド) 1996.04.09, 第20頁4-6行目, 第25頁6行目 - 第56頁20行目, 【図1】 - 【図11】 & US 5490859 A, 第1欄13-19行目, 第4欄13行目 - 第4欄19行目, FIG. 1 - 11 & WO 1994/010919 A1

・請求項1-3

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1 (第20頁4-6行目, 第25頁6行目 - 第56頁20行目, 【図1】 - 【図11】) に記載されているので、新規性・進歩性を有しない。

請求項1に関して、文献1には、

径方向に拡縮可能なチューブ状の除去エレメント (16) と (【図8】参照)、

除去エレメント (16) の基端に接続された中空駆動軸 (92) と (第43頁11行目 - 第44頁6行目, 【図8】参照)、

除去エレメント (16) の先端に接続された先端部環状体 (106) (第39頁25行目 - 第40頁8行目, 【図8】参照)、

一部が除去エレメント (16) の内側の空間に配置され、除去エレメント (16) を貫通して、基端が除去エレメント (16) の外部に位置する管 (134) と (第43頁11行目 - 第44頁6行目, 【図8】参照)、

先端が除去エレメント (16) の先端および/または先端部環状体 (106) にガイドワイヤ (42) の座面 (112) と当接するように接続され、基端が中空駆動軸 (92) の基端よりも基端側に位置するように除去エレメント (16) および中空駆動軸 (92) の内部を通して延びるガイドワイヤ (42) と (第39頁25行目 - 第41頁10行目, 【図5】, 【図8】参照)

を備えるカテーテルが記載されている。

(以下、補充欄参照)

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日(有効な優先権の主張) (日.月.年)
JP 2017-77323 A [E, A]	27.04.2017	20.10.2015	

2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付(日.月.年)
-----------------	----------------------------	-------------------------------------

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、請求項 2 に関して、

管 (134) の先端は前記先端チップ (130) に接続され、管 (134) の基端は自由端であるか、

管 (134) の先端は自由端であり、管 (134) の基端部の外周は除去エレメント (16) または中空駆動軸 (92) の外周と当接することにより接続されている点が記載されている (第 39 頁 25 行目 - 第 44 頁 6 行目、【図 8】参照)。

さらに、請求項 3 に関して、管 (134) の基端は、基端側に向かって開口している点が記載されている (【図 8】参照)。